

プラマークありのプラスチック類

プラマークとは？

容器包装リサイクル法に基づき、商品を入れた容器や包装に表示されています。

ポリ袋・ラップ類

- パン、菓子、インスタント、食品などの袋
- レジ袋、生鮮食品のラップ、ラベルなど



ボトル類

- 洗剤、シャンプー、調味料などの容器



カップ・パック類

- カップ麺、コンビニ弁当、豆腐などの容器
- 卵、プリンなどの容器



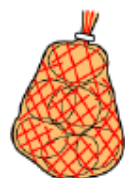
チューブ類

- マヨネーズ、ケチャップ、歯磨き粉、練りわさびなどのチューブ



網・ネット類

- みかん、たまねぎなどのネット
- リンゴ、桃などを包んだ発砲スチロール製ネット



ふた類

- ペットボトル、洗剤、スプレー容器などのふたやノズル



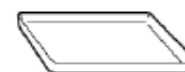
緩衝材類

- 発砲スチロール製の緩衝材
 - 梱包用エアークッションなど
- (発砲スチロールは、こぶしくらいの大きさにしてください。)



トレイ類

- 果物、惣菜、生鮮食品などのトレイ



プラマークなしのプラスチック類

商品自体がプラスチック製のものなど、プラマークの付いていないプラスチック類。主に、硬いプラスチック類。



間違えやすいプラスチック類

- プラマークの表示があるか確認をして、分別をしてください。
- プラマークありとして扱われるものでも、プラマークの表示がないものがあります。
- プラスチックと金物が分解できないものは、金物として出してください。
- プラスチックとガラスが分解できないものは、ガラスとして出してください。